

# ケアハウス サンリヴェール米沢 重要事項説明書

## 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人 米沢弘和会が設置運営するケアハウス サンリヴェール米沢（以下「施設」という。）入居するにあたり、必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とします。

## 第2条（管理運営方針）

施設の管理運営については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とします。

## 第3条（定員）

施設の定員は50名です。

## 第4条（利用資格）

- (1) 年齢は原則として、60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えつかえありません。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない方で共同生活に適應できる方。
- (4) 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を営むことができる方。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が支払える方。
- (6) 確実な保障能力を有する身元引受人がたてられること。

## 第5条（職員）

施設には次の職員をおく。

			職員の資格等
(1) 施設長	1名	(常勤)	介護福祉士
(2) 生活相談員	1名	(常勤)	介護福祉士、社会福祉主事
(3) 介護職員	2名	(常勤)	介護福祉士
(4) 栄養士	1名以上	(常勤)	栄養士
(5) 調理員	3名以上	(常勤)	調理師

## 第6条（職務）

施設の設置目的を達成するため次の職務を行います。

- 1 施設長は、所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとします。
- 2 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事します。
- 3 介護職員は、入居者の生活の援助を行います。
- 4 栄養士は、献立表及び実施献立表を作成し、入居者の健康管理及び食生活の援助を行います。
- 5 調理員は、入居者の給食調理業務を行います。

## 第7条（身上変更の届出）

入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出てください。

## 第8条（退居）

入居者は、退居しようとするときは、30日前までに退居届を施設長に提出してください。

## 第9条（死亡）

施設長は、入居者が死亡したときは、身元引受人に連絡する等、必要な措置をとるものとします。

## 第10条（入居の取消および退去）

入居者が次の各号の1に該当するときは、入居を取り消すことができ、また退去を命令します。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設での生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- (5) 前各号の他、施設での生活が不相当と認められたとき（火気の指定場所以外での使用・暴言・暴力行為、飲酒・酒気帯び運転などの反社会的行為が認められたとき。その他施設のルールを守れない場合）

## 第11条（専用居室）

- 1 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。又、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とします。
- 2 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブ、喫煙等火気類の使用を安全面から禁じます。
- 3 入居者は退居の際は、入居前の居室の状態に原状回復を行ってください。

## 第12条（居室の変更）

施設長は、入居者が次の各号の1に該当するときは、居室の変更をすることができます。

- (1) 2人居室の入居者が、いずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、施設長が必要と認められるとき。

## 第13条（共用施設・設備）

- 1 共用施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長と運営懇談会との間で協議の上、決定するものとします。
- 2 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置かないでください。（移動自働具を除く）。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行います。

## 第14条（処遇上の基本原則、身体的拘束等適正化）

- 1 入居者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な生活を営むことができるように配慮します。
- 2 施設は入居者に対するサービスの提供にあたり、入居者並びに他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。身体拘束を実施する場合には、別に定める「身体的拘束等適正化のための指針」に基づき、入居者及び身元引受人に十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由及び経過について記録する。

## 第15条（相談、助言、苦情対応）

施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。又、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行います。

施設は、入居者からの苦情に対する窓口を設置し、施設サービスに関する入居者の苦情に対し、迅速に対応します。

苦情窓口（施設長・生活相談員）

## 第16条（食事）

- 1 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。
- 2 食事の時間は、次の通りとする。
  - (1) 朝食 7時30分～8時15分
  - (2) 昼食 12時00分～13時00分
  - (3) 夕食 17時30分～18時15分
- 3 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しません。
- 4 食事の場所は、原則として食堂です。
- 5 毎週の予定メニューを前週末までに明示するものとする。

## 第17条（入浴）

- 1 入浴は施設職員が浴室の準備を行います。
- 2 入浴の時間は、14時から21時までとする。
- 3 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え、清潔の維持に留意してください。
- 4 入居者は、伝染病の疾患等の疑いがある場合は速やかに職員に相談し、その指示に従ってください。
- 5 原則として、個別の入浴介助は行いません。

## 第18条（緊急時の対応・協力医療機関）

- 1 入居者は、身体の状態の急激な変化・転倒などで緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。
- 2 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。
- 3 入居者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- 4 協力医療機関は、米沢市立病院・三友堂病院・舟山病院になります。

## 第19条（事故発生時の対応）

- 1 事故発生の防止を図るため対策委員会を設置し、事故防止対策マニュアルを整備すると共に、全職員に周知徹底を図ります。
- 2 万一事故が発生した場合及びそれに至る危険性のある事態が生じた場合は、当該事故についての報告書をもとに分析を行い、再発防止に努めます。
- 3 事故発生防止のための研修会を定期的実施します。

## 第20条（虐待の防止等）

施設における入居者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、法人が定める指針に則り、体制の整備とその措置を講じます。

## 第21条（在宅サービス等の利用・入居者が選定する特別なサービス）

- 1 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応をします。
- 2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負いません。
- 3 第1項に伴う費用は、入居者の個人負担です。
- 4 入居者が選定する特別なサービスは、居室の模様替え、清掃・洋服の入れ替え・買い物代行及び、付き添い・医療機関への付き添い（救急搬送を含む）、受診の予約・入院中の必要物品の準備、配送・排泄、食事、入浴介助等をさし、ケアハウスの職員が、入居者本人及び、家族の依頼により行うものとし、料金は30分未満1500円とし、17:30以降のサービスの提供については50%の割増料金が発生するものとする。
- 5 受診予約・法人外のデイサービス、ヘルパー・理容、美容室等の予約やキャンセルの手配は1回につき100円を申し受けます。
- 6 車所有者に対する賃貸による駐車場利用は、一ヶ月につき、2000円を申し受けます。月の途中からの利用については日割り計算を行います。

## 第22条（自主活動への協力）

- 1 入居者は、施設の共用施設を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができます。
- 2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担していただきます。
- 3 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができます。

## 第23条（保健衛生）

- 1 入居者の定期健康診断は年1回行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮します。
- 2 入居者の健康保持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めます。
- 3 入居者に対し、随時保健衛生知識の普及、指導を行います。
- 4 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、第1項に規定する健康診断は、正当な理由がないかぎり必ずうけてください。
- 5 入居者は、常に居室を清潔に整理整頓して、良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物以外の清掃・除草等の環境整備には、積極的に協力してください。

## 第24条（利用料）

- 1 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を、当月分として、毎月末日までに施設の指定する方法で支払ってください。
- 2 入居又は退居に伴って、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、管理費・生活費を日割計算によって精算し、事務費に関しては、当該月1日に在籍した場合に発生し、日割を行いません。（県の指導により）
- 3 利用料の支払方法は、自動引き落とし、振り込み、現金による支払いのいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定します。
- 4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する拳証資料を添付し、施設長に対して申請を行ってください。

## 第25条（利用料等の徴収猶予）

入居者について、災害、盗難、その他事故が生じたことにより入居者が利用料の全部を一時に納入することが困難であるため、納入期限を延長することがやむを得ないと認めうるときは利用料の徴収を猶予することができます。

## 第26条（入居者の心得）

- 1 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その主旨を十分に周知徹底しなければならない。又、施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が入居者心得を遵守し、施設の諸行事、事業等に積極的に参加協力をもとめることができます。
- 2 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めてください。
- 3 バルコニーは、他の入居者のプライバシーに十分注意して利用してください。
- 4 テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として使用してください。
- 5 施設長の許可を得て行った部屋の模様替え等については、退居時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は、入居者本人に負担していただきます。

## 第27条（外出及び外泊）

入居者は、外出及び外泊する際は、事前に外出先及び帰着予定日時等を所定の届け出用紙に記載し、施設長に提出してください。

### 第28条（部外者の利用）

- 1 来訪者が入居者に面会する際は、必ず面会者名簿に所定の事項を記入し、届け出てください。
- 2 外来客を宿泊させる時は、あらかじめ希望する日の7日前に施設長に届け出、承認を受けてください。
- 3 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として事前に施設長に届け出るものとし、施設長と入居者との相談の上、その期間を定めます。
- 4 希望する日の3日前に施設長に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとする。但し、実費として別途定める食事代を負担していただきます。

### 第29条（政治・宗教活動の禁止）

入居者は、専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教活動・商業活動をしないでください。又、他の入居者にそれらの活動への勧誘の強要は禁止します。

### 第30条（損害賠償）

入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えた時は、その損害を弁償し、又は原状に回復していただきます。

### 第31条（災害・非常時への対応）

- 1 消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者も参加した訓練を年2回以上実施します。
- 2 入居者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせてください。
- 3 施設長は、利用者の安全と緊急に対処するため、隣接する関連施設の協力を得、常時緊急対応できるよう万全体制を講じます。

### 第32条（運営懇談会）

- 1 ケアハウス契約書第4条（運営懇談会）に基づき、運営懇談会を設置するものとする。
- 2 運営懇談会の設置、運営については、別に定めるサンリヴェール米沢運営懇談会細則によるものとする。

### 第33条（改正の手続き）

この規定を改正、廃止しようとする時は、運営懇談会の意見を聴くものとする。